令和3年度 海外展開支援事業費補助金（新型コロナ対策枠）交付要領

海外展開支事業費補助金（新型コロナ対策枠）（以下「補助金」という）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、秋田県財務規則（昭和３９年秋田県規則第４号。以下「財務規則」という。）及び秋田県産業労働部商業貿易課関係補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）の規定によるほか、この要領に定めるところによる。

（目的）

第１条　海外展開支援事業（新型コロナ対策枠）（以下「補助事業」という。）は、中小企業者及び事業組合等（以下「事業実施主体」という。）が行う海外展開活動（輸入のみの補助事業を除く）に対し、その経費の一部を助成することにより、海外取引の拡大に資することを目的とする。

（海外展開支援事業費補助金（一般枠）の拡充）

第２条　この補助金は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内事業者の取組を支援するため、令和３年度海外展開支援事業費補助金（一般枠）を拡充して実施する事業を含めるものとする。

２　海外展開支援事業費補助金（一般枠）の交付要領に基づき、令和３年度に事業実施主体から補助金等の交付申請があった事業については、この補助金の事業計画の全部に代えるものとする。

（補助事業）

第３条　補助事業は、第１条に規定する目的に資するため、別表１に掲げる事業（以下「対象事業」という。）から構成する。事業実施主体は、対象事業毎に定めた別表１に掲げる利用条件の範囲内で、複数の対象事業を実施することができる。

２　補助事業の実施期間及び補助率、補助限度額は次のとおりとする。

（１）　実施期間　　交付決定通知があった日から当該年度の２月２８日まで。ただし、申請から交付決定前に着手の届出を行った場合は、当該年度の４月１日以降でかつ同届出記載の着手予定年月日から当該年度の２月２８日まで。なお、届出前に完了している事業は対象とはならない。

（２）　補助率　　３分の２以内とし、千円未満の端数は切り捨てる。

（３）　補助限度額　１００万円を上限とする。

（事業実施主体）

第４条　事業実施主体は、次のいずれかに合致するものとする。

（１）　中小企業基本法第二条に規定する中小企業者。ただし、前記の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する中小企業者は、「みなし大企業」とし、対象としない。

ア　発行済株式の総額または出資金額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ　発行済株式の総額または出資金額の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業者

ウ　大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者

（２） 前号に規定する者が構成するグループ。ただし、対象事業のうち、「（７）海外拠点新設事業」は除く。
（３） 法律に基づき組織された組合又は組合連合会で、地域中小企業の振興を図る事業の実施主体として適当と認められるもの。ただし、対象事業のうち、「（７）海外拠点新設事業」は除く。
２　前項で規定する事業実施主体は、次の各号に掲げる事項の全てに合致するものとする。
（１） 秋田県内に本社又は事業所があり、海外への販路開拓等を目的に海外展開事業を行うものであること。ただし、訪日観光客の誘致を目的とし、サービス・商品の消費が国内に限定される事業を行うものは除く。また、対象事業のうち、「（７）海外拠点新設事業」は、秋田県内に本社があるものとする。
（２） 次の欠格事項に該当していないこと。
ア 国税又は地方税の滞納がある者（ただし課税庁が認めた納入計画を立てている者を除く。）
イ 秋田県又は公的金融機関からの融資（間接投資を含む）等を受けている場合、その債務の履行を怠り又は滞っている者（ただし県又は公的金融機関等が認めた返済計画を立てている者を除く。）
ウ 補助事業の実施にあたって、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる相当の理由がある者。
（３） 補助事業が関係法令又は公序良俗に反することなく、地域社会に寄与するものであること。
３　第１項第２号に規定するグループが事業を実施する場合は、全ての構成員が第２項を満たしているものであること。

（補助対象経費）
第５条　補助金の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表２に掲げる「補助対象経費」とする。
２　補助対象経費については、国、県及び市町村の他の補助金の交付を受けているものを除く。

（補助金交付申請の添付書類）
第６条　要綱第２条第２項に定める補助金等交付申請書の添付書類は、次のとおりとする。
（１） 収支予算書
（２） 事業実施計画書（様式第１号）
（３） 海外展開の実績及び今後の事業計画（様式第２号）
（４） 誓約書（様式第３号）
（５） 直近２期の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）
（６） 定款の写し及び履歴事項全部証明書（原本）。なお、個人事業者の場合は個人事項証明書（原本）。
（７） 会社案内等事業者の概要が分かるもの
（８） 海外航空券、宿泊費、委託料の積算根拠となる資料
２　第４条第１項第２号に規定するグループが事業を実施する場合は、構成員の中から代表者を選定し、代表者名で申請するものとする。代表者は、前項の書類とともに、「グループの構成等について」（様式第４号）を添付するものとする。前項の書類のうち、（３）及び（５）については、他の構成員のものも添付するものとする。

（交付決定前着手届）
第７条　要綱第５条に規定する交付決定前着手届を提出した場合は、同着手届の提出日以降、交付決定前に発注、支払等を行った経費についても補助対象とする。

（補助事業者の選定）
第８条　補助事業者は、別に定める審査委員会が選定する。
２　前項の審査結果に基づき、知事は財務規則第２４８条に規定する補助金等の交付の決定をするとともに、不採択となった申請者に対しても、その旨を通知するものとする。

（補助金交付の条件等）
第９条　要綱第３条第３項に定める知事が必要と認める事項は、次のとおりとする。
事業対象国・地域、取扱商品など事業の基本部分に関わる変更で、かつ事業目的及び内容に重大な影響を及ぼす変更がある場合は、予め知事の承認を受けること。

（実績報告）
第１０条　要綱第７条第２項第３号に定める補助事業等実績報告書の添付書類は、次のとおりとする。
（１）　事業実績書（様式第５号）
（２）　費用明細書（様式第６号）
（３）　写真、成果品、日報など事業実施状況を示す書類
（４）　支払伝票、帳簿、預金通帳など経費の支出状況を示す書類

（補助金の額の確定等）
第１１条　知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（要綱第３条第１項第２号に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、すでに行った交付の決定の変更を要するときは、要綱第４条第１項の例により補助事業者に通知するものとする。
２　補助金の増額変更は行わないものとする。

（補助金の経理等）
第１２条　補助事業者は、補助金に係る経理について、収支の事実に関する証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日が属する年度から、５年間保存しなければならない。

（その他）
第１３条　財務規則、要綱及びこの要領に定めるもののほか、必要な事項は、商業貿易課長が別に定める。

附　則
１　この要領は、令和３年７月６日から施行する。
２　この要領は、令和４年３月３１日限り、その効力を失う。

別表１

対象事業区分	主な事業内容	利用条件
（１）見本市等出展事業	海外の見本市、商談会、物産展等へ出展し、商談等を行う（オンライン商談会等を開催する場合及び海外で商談会等を開催する場合を含む）。	
（２）海外現地調査事業	海外販路開拓のため現地市場調査を行う。	他の対象事業と組み合わせて実施すること（商談を伴う場合は単独実施可）。
（３）商品改良事業	輸出向け商品の改良や試作品製作を行う。	
（４）証明書等取得事業	輸出に必要な各種検査・証明書等を取得する。	・取得が必要な理由を明確にすること。 ・「（１）見本市等出展事業」で対象となる各種検査料、証明書等取得費は除く。
（５）海外向けＰＲ資料作成事業	会社や製品を外国語で海外へ広く周知するための資料作成を行う。	「（１）見本市等出展事業」で対象となるＰＲ資料作成費は除く。
（６）バイヤー等招へい事業	海外のバイヤー等を招へいし、商談や視察を実施する。	・商談を伴う事業とし、視察のみは対象外とする。 ・新規取引先開拓又は販路拡大を目的とするものであること。
（７） 海外拠点新設事業	海外に拠点事務所※1を開設する。	・県産品の販路拡大を目的とし、販路開拓、業務展開、海外企業との連携等の取組を行うものであること。 ・補助金交付年度内に法人登記を行うこと。 ・海外製品の輸入を主たる目的としないこと。 ・海外拠点の開設が、本社の移転や県内での雇用の減少を伴うものでないこと。

（8）海外電子商取引事業	海外ＥＣサイト※2を活用して商取引を行う（新たに始めるもの又は既存の取組を強化するためのものを含む）。	・自社で海外向けＥＣサイトを構築する場合を除く。 ・「（5）海外向けＰＲ資料作成事業」で対象となる外国語版ホームページ構築費は除く。

※1 連絡事務所、代表者事務所、支店、現地法人、合弁法人。

※2 海外のＥＣ事業者が運営するインターネット通販サイト。

別表２

対象事業	補助対象経費	補助対象経費の内容
（１）見本市等出展事業	輸送経費	海外輸送費、保険料、通関費用、各種検査料、証明書等取得費、国内輸送費等。
	出展経費	会場(ブース)使用料(光熱水費含む)、オンライン商談会等参加料（出展料)、会場（ブース）装飾費、会場販売等補助員費※1、広告費、サンプル代等。
	通訳費	事業遂行に必要と認められる通訳に対する謝金及び旅費等。
	外国語版資料等作成及び翻訳費	見本市等出展に係るリーフレット等の資料作成・印刷費、翻訳費等。
	旅費	補助事業に直接従事する者の海外出張に要する居住地発着の一連日程に係る宿泊費、交通費、査証取得代及び旅行保険料等。
	機器購入費	オンライン商談会等の開催に必要と認められる機器購入費（パソコン等を除く）等。
（２）海外現地調査事業	通訳費	事業遂行に必要と認められる通訳に対する謝金及び旅費等。
	旅費	補助事業に直接従事する者の海外出張に要する居住地発着の一連日程に係る宿泊費、交通費、査証取得代及び旅行保険料等。
（３）商品改良事業	研究開発費・パッケージ改良費	商品を海外仕様に変更するために必要な経費とする。試作品原材料費、デザイン料、翻訳費等。
（４）証明書等取得事業	各種検査・証明書等取得費	各種検査･証明書等取得にかかる手数料、検査料等。
（５）海外向けＰＲ資料作成事業	海外向けＰＲ資料作成費	外国語版会社･製品パンフレット作成費、外国語版ホームページ構築費※2、翻訳費等。

（6）バイヤー等招へい事業	旅費	事業に直接関係する海外からの招へい者の居住地発着の一連日程に係る宿泊費及び交通費。日本国内からの招へい者は対象外。
	会場経費	商談会会場使用料、会場装飾費等。
	通訳費	事業遂行に必要と認められる通訳に対する謝金及び旅費等。
（7） 海外拠点新設事業	旅費	補助事業に直接従事する者の海外出張に要する居住地発着の一連日程に係る宿泊費、交通費、査証取得代及び旅行保険料等。
	通訳費	事業遂行に必要と認められる通訳に対する謝金及び旅費等。
	翻訳費	事業遂行に必要と認められる文書の翻訳費用等。
	手数料	法人登録手数料、営業許可証取得費用等。
（8）海外電子商取引事業	ＷＥＢ制作費	コンテンツ制作費、翻訳費、写真・動画撮影費等。
	広告費	
	海外ＥＣサイト出店費	サイト出店初期費用、サイト月額出展料（申請初年度3ヶ月に限る）等。

※1 現地での手配を想定し、現地交通費及び日当が対象。

※2 自社ホームページ日本語版の新規構築費及び既存のものに係るメンテナンス料は対象外。